

# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領における実践研究 －保育における養護についての再検討－

## Certified Preschool and Nursery Collaborative Education and Childcare Guidelines Practical Research - A Re-examination of Nursing in Childcare -

熊 田 凡 子\*

### 要旨

本稿では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「養護」の機能について、実際の調査を通して再検討を行った。「養護」の機能を実現するには、乳児保育のみならず、保育における生活と遊びの中で、子どもの「育つ力」を捉えていく視点と、目の前の子どもと向き合う当事者意識を持ち、かかわっていくことが大切である。

教育・保育の実践における「養護」とは、基本的な生活習慣の養成のみならず、遊びによって子どもの気分を快活にさせ、子ども自身が意思を持って生活することにつながる作用があるといえよう。

また、今後、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を読み解く上で、「養護」の機能が教育・保育に浸透しているという捉え方を明示しておくべきである。

**キーワード：** 幼保連携型認定こども園(Certified Preschool and Nursery Collaborative)／  
養護(Nursing)／乳児保育(Infant Care)

### 1. はじめに

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度<sup>1</sup>」が開始され、児童福祉施設と学校の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園が創設されている。我が国においては、この幼保連携型認定こども園の運営ガイドラインとして、「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」の双方の内容をベースとした「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下「こども園要領」とする）を平成26年4月に示し、同年12月、同要領の解説書を公表した<sup>2</sup>。石川県では、この「こども園要領」の内容について保育現場に応えるため、日本保育協会石川県支部へこの事業の執行を委託し「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を読み解く（石川県版）」研究（以下「読み解く」研究とする）として取り組ん

でいる。筆者はその「読み解く」作成委員の一人である<sup>3</sup>。

「こども園要領」が告示されたことにより、0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を考慮した教育及び保育の展開が求められると考えられる。これまでの幼稚園（学校）と保育所（児童福祉施設）が共同していく教育であり、保育である。これにより、幼保連携型認定こども園であることは、0歳から就学前まで体系的に保育内容を捉えることが可能となった教育・保育の役割があるといえよう。

本研究では、昨年度の「読み解き」研究の実践を踏まえた、今年度（平成27年度）の「読み解き」研究の「教育・保育の計画と実践の調査」の実施による問題の提示と課題の検討の中で見えてきた保育における「養護」の捉え方について考察し、「こども園要領」に対する提言を行うこととした。

\* KUMATA, Namiko

北陸学院大学 人間総合学部 幼児児童教育学科  
乳児保育、保育内容・言葉、幼児理解、教職実践演習

## 2. 保育者における問題の所在

「幼保連携型認定こども園」は、学校と児童福祉施設の機能があると考えられるが、「幼保連携型認定こども園」となるために、これまでの幼稚園における保育と保育所における保育、具体的に言えば中身については、何か変わる必要があるのかどうか、新たに捉えておくべき事項はあるのかどうか、違いがあるなら何をどう歩み寄る必要があるのか、明確化されないとならぬ幼稚園・保育所があるのではなからうか。筆者の経験（七年前の出来事）から振り返ってみたい。

筆者は以前に保育所での保育士及び幼稚園での幼稚園教諭の保育経験を持っている。

保育所の保育（0歳児クラス・1歳児クラス・2歳児クラス・4歳児クラス）を担当した経験を踏まえ、幼稚園での保育を担っていた。ある日、幼稚園において3歳児クラス（満3歳児を含む）の昼食中に、食べながら眠っている男児S（満3歳児）に気付いた。そばに寄ると、S児は筆者の背中についてきた。そのまま、手を後ろに回して、おんぶをしたのであるが、筆者の手が使えない状態では、昼食時の保育を過ごしていくことは困難である。幼稚園にはおんぶ帯がない。そこで、布遊び用の布をおんぶ帯にし、S児の身体を筆者の身体に布を使って背負い、S児の手足も筆者の手足も自由に動かせるようにした。その様子を見た、筆者の上司である幼稚園教諭から、「保育所みたいなことをしているわね。」と言われたが、おんぶを止めずに続けた。

この出来事は、まだ続くのであるが、ここで、問題として取り上げたいことは、「おんぶをするのは保育所」であって、「幼稚園ではおんぶをしない」のかどうか、それは、なぜか、幼稚園は学校だからであろうかという捉え方である。筆者の上司であった幼稚園教諭には、保育所における保育の経験がないためか、幼稚園と保育所間の保育について互いの見方に隔たりがあるのは確かである。その教諭に限らず、どの保育者といわれる幼

稚園教諭や保育士において、幼稚園と保育所の保育について捉え方には差異があると思われる。地域や世代間、園の理念等によつての違いも生じるであろう。しかし、保育所と幼稚園両方の保育経験（保育所の経験後に幼稚園で働いた）を有する筆者からすれば、どちらも子どもが育つ、共に育ち合う保育の場なのであると感じている。

一方で、幼稚園での保育経験を持つ現在保育園主任をしている野沢奈都子<sup>4</sup>氏によれば、幼稚園から保育所で働くことになった際に、戸惑いと新たな知見を得たことが語られた。以下の内容である。

保育所では、「養護」という概念を子どものかかわりから身体で感じる事ができたと思っている。幼稚園にいた時には、一人の子に対して、長い時間そばに寄り添ってあげることができなかつたが、保育所では、その子が十分に納得して落ち着く様子になるまで、ゆったりと抱いてあげたり、じっくりとそばにいてあげることができるようを感じる。園の理念や保育者一人ひとりで違いはあるかと思われるが、私の場合はそのように思う。幼稚園にいた時は、集団の中にいる一人の子どもとして受け止めながら、限られた時間に寄り添っていた。幼稚園は4時間という時間内での保育であるが、保育所はほぼ一日8時間の保育であるため、長い目で感じながら、お家にいる時と一緒のような雰囲気の中で育っていくこともよく見える、これが「養護」ということなのだろうか、とあらためて経験を通して得ることができた。幼稚園にいた時よりも、保育所にいる自分は、私の場合は、よく子どもを見ている、肌で感じ合いながら、子どもの心の動きを読み取ることができることは確かである。

また、一方で保育所は、幼稚園とは対照的に衛生管理や危機管理が徹底しているため、子どもにケガをさせないように防ぐというような子どもを守る行為がマニュアル化されているように感じている。その他にも生活の流れが固定していて、給食先生（栄養教諭）と事情を合わせておやつや給食時間を設定した上

でデーリープログラムがあるため、時間内にプログラム（例えば、おやつ、排泄、食事の予定は変更しない）という意識が保育中では最優先しているように感じる。さらに、行事の扱い方にも戸惑いがあった。保育所の行事では、保護者が喜ぶようなプログラムとなっており、保護者へのサービスが中心となっているように思えた。幼稚園では、子どもが主役だったはずである。

私は、保育所に勤める前、幼稚園教諭時代では、幼稚園は、幼児教育をすところ、保育所はただ遊ばせておく託児の場所、というように、保育所を見下げていたが、保育所での保育を通して、保育の原理「養護と教育の一体化」について実際を通して感じている。

上記の聞き取り及び筆者の経験により、保育者（保育士と幼稚園教諭のどちらかの場合も含む）は、保育における「養護」をどう捉えているか、あるいは捉えてきたのか、問い見直す必要があると感じられる。保育においては、「養護と教育の一体化」が謳われてきていたが、これまで保育者に「養護」の概念が十分に理解されてきたとは言いがたいと感じる。「養護」とは教育と相反するかのごとく語られたり、「養護」は乳児保育においてのおむつ交換や授乳、あるいは筆者の経験にある、おんぶというような基本的な生活場面においての行為そのものと捉える場合もあっただろう。

一般的に、幼稚園は教育する（お勉強をする）学校、保育園は生活をする託児所でただ遊ばせておけばいい、（お世話をする）施設という見方もあるようだ。このような誤解によって保育所の保育者の専門性は不当に低く評価されてきたともいえよう。その要因としてこれまで保育所の保育士が行う「生命の保持及び情緒の安定を図る」ための専門的な援助の理論化・体系化が不十分であったことが挙げられるのではなかろうか。本来であれば、この「養護」の視点は、幼稚園・保育所のどちらにおいても重要な子どもの育ちを支えているものではなかろうか。「養護」を単なるお世話や、生命及び情緒を守るに固視した行為として受け取るのではなく、その根本の捉え方、つまりど

のような働きかけなのかを確かめながら、こども園要領が持つ今後の課題について考えていくべきであろう。

そもそも、こども園要領には、「養護」の意味についてあるいは、「乳児」に関する事項の記述が少なく、省略されている点には、筆者は疑問を感じている<sup>5</sup>。保育所及び幼稚園のいずれから幼保連携型認定こども園への移行が予想されるのであって、特に幼稚園から移行の場合は、保育所保育指針に示されている「養護と教育の一体化<sup>6</sup>」についての理解が得られないままとなることは、問題ではなかろうか。

ここで、保育における「養護」の概念について、保育所保育指針及び幼稚園教育要領から明瞭にしておきたい。

### 3. 「保育所保育指針」・「幼稚園教育要領」に示されてきた「養護」

保育における「養護」について、保育に関する法令では現行の『保育所保育指針』（平成20年度版、解説書）によれば、上述にもあるように「第3章保育内容」における「ここにいう『養護』とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである<sup>7</sup>」と規定され、養護とは、子どもが安心感や信頼感、自己肯定感を醸成するとともに、身体の清潔や安全に関する望ましい生活習慣を習得するような保育者の関わりであるとしている。また、養護が教育を展開するための基礎であるとしつつ、子どもをありのままに受容する養護的関わりと子どもの成長・発達を促す教育的関わりとの両方の意義を一体化させるのが保育の役割であるとしている。つまり、保育が教育と養護という両方の意義を含んだ作用であることが理解できよう。

一方、現行の『幼稚園教育要領』（平成20年度版、解説）によれば、養護という文言はなく、「第1章 総則」の「幼児との信頼関係」や「幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていく<sup>8</sup>」というように養護的関わりが示されているだけであることがわかる。しかし、歴史を辿っていくと、昭和39（1964）年版の『幼稚園教育要領』にのみ、養護という文言の記述があることがわかった。「第

1章 総則 1. 基本方針(6)」において「幼児に必要な養護や世話をを行うとともに、自主的、自発的な活動を促し、自立の態度を養うようにすること<sup>9</sup>。」と示されている。ここでの養護とは、単なる世話とは異なり区別をしていることがわかる。しかし、具体的な意義や関わりについての説明がされていない。また、その以降の平成元(1989)年、平成10(1998)年、そして現行の平成20(2008)年版では、養護の文言は記されていない。

しかし、『保育所保育指針』では、昭和40(1965)年の「第1章 総則」において「養護と教育が一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある<sup>10</sup>。」の文言が記載され、以降の平成2(1990)年、平成11(1999)年、現行の平成20(2008)年版へと「養護と教育が一体となって」の文言が謳われてきた。それでも、「養護」の解説がされたのは、平成20(2008)年版においてである。

このように、我が国における保育は、養護と教育の一体的な作用であるということをもとに行われてきた<sup>11</sup>。しかし、その「養護」の概念の具体的理解がないままに、文言に関する行為が形づくられていったのかもしれない。

そこで、平成20(2008)年4月から保育所保育指針が『告示』という形で国から示されたことにより「養護及び教育を一体的に行なうこと」が保育であるということの定義についてしっかりと理解し、子どもたちに提供していかなければならない義務が生じた。養護と教育を一体的に行なう特性をより深め、具体的に示した文言が、以下の内容であろう。

養護と教育が一体的に展開され、保育の内容が豊かに繰り広げられていくためには、子どもの傍らに在る保育士等が子どもの心をしっかり受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、子どもの育ちを見通し援助していくことが大切です。その際、身体の発育面と共に、心の育ちにも十分に目を向け、子どもの気持ちに応え、手を携え、言葉をかけ、共感しながら、一人ひとりの存在を認めていくこ

とが大切です。このような保育士等のかかわりにより、子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることの心地よさを味わい、保育士等への信頼を拠りどころとして、心の土台となる個性豊かな自我を形成していきます。養護と教育が一体的に展開されるという意味は、保育士等が子どもを一個の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助することです<sup>12</sup>。

このように、養護と教育は表裏一体をなし、切り離せるものでないこと、養護と教育は常に生活や遊びの中で一体的に行われ、子どもの発達を促していること、養護と教育の一体化が、子どもの心の育ちや自尊感情を大切にし、子どもを一人の人格であり主体として尊重することであることを理解した上で、自らの保育を的確に把握する視点を持ち保育を実践することが求められる。

つまり、養護と教育が「一体」であるとは、園生活においては、養護(生命の保持と情緒の安定)が基礎となって、それに支えられて教育(5領域から見た子どもの育ち)が営まれていくという構造を持っていることを理解しておく必要がある。

しかしながら、現代保育における実情は、養護の概念を理解しつつも、「生命の保持及び情緒の安定を図る」行為のみが独り歩きし、子どもの生活を守ることに捉われたマニュアル化により、本来の養護の機能が発揮されていないのではなかろうか。養護のための保育者の援助とは何なのであろうか。次に、今年度の「読み解き」研究の調査内容から、養護的側面に関する実際と改善について、検討を行う。まず、研究内容について、述べておく。

#### 4. 「読み解き」研究における今年度(平成27年度)の課題

「読み解き」研究では、前年度は、こども園要領について、章ごとに内容を読み解くとともに、その内容と実践のつながりに関する調査を行い現状や課題を整理した。また、保育内容の体系化や記録・計画のあり方についての提案を行ってきた。

今年度（平成27年度）においては、「こども園要領」全体に流れる理念を根底に据え、保育に関する今日のかつ重要なテーマを視点として設定し、読み解く試みを行った。テーマとしては、①教育・保育計画の実践、②困難を抱える在園児、③家庭への支援の三つにした。さらに、「こども園要領」の理念を保育現場の実践に生かすだけではなく、保育現場の要望（ニーズ・声・意見）を「こども園要領」に盛り込む提案をすることを視野に入れて行うこととした。筆者は、上記のテーマの内①「教育・保育計画の実践」に関わっている。

「教育・保育計画の実践」では、「こども園要領」の第2章「ねらい及び内容並びに配慮事項」と第3章「指導計画作成に当たって配慮すべき事項」の内容を踏まえ、保育の計画と実践の状況調査を中心に「読み解き」研究における各協力園<sup>13</sup>のインタビューを実施した。

調査では、認定こども園に移行していくプロセス、以前との比較、石川県の認定こども園としてのあり方の検討を目的とした。

インタビューの内容と主な結果については以下の通りである。（対象は、昨年度インタビューを行わなかった園とした。）

インタビュー日時（期間）：

平成27年9月14日～18日、10月23・30日

各園2時間程度

対象：インタビュー園の園長・主任・保育者

インタビュー園：

認定こども園むつみえんふれんどはうす・大徳保育園・東金沢こども園・まこと保育園・未来のひろば・龍雲寺学園・ミドリ第二保育園・穴水平和保育所・金沢星稜大学附属星稜幼稚園（9園）

インタビュー事項：

①PDCAサイクルについて

教育課程・保育課程・月案・日案の提示と実際について（見直し）

保育日誌・個人記録・要録等の提示と実際のあり方（評価・改善について）

保育協議について（日々の保育・行事・年度末の振り返りのあり方）

②小学校との連携・接続について（行事や関わり、ウェルカムカリキュラムなど）

③保育空間の実際について（集中して遊ぶ・家庭的でくつろぐ空間）

その他

インタビュー結果：

①保育・教育課程についての検討があった。

こども園への移行がきっかけとなり、表簿を整えている園、これまでの保育方法を継続しながらも改善をしたい園、表簿だけを整えるのではなく保育内容から改革していった園、など、各園の成長プロセスがあることがわかった。なかでも、保育における振り返りや協議においては、各園独自のあり方を行っていることがわかった。

②地元の小学校と交流をしている園、これから交流を考えている園、学童保育を行っている園など様々であった。

③保育者を支える園の雰囲気（家庭的・働きやすさ・やる気が出るなど）があり、保育者が気付いていない空間には、子どもが遊びこむ、一方でくつろぐ空間があるように感じた。また、身近な地域そのものにも空間があることがわかった。

その他：乳児期（0～2歳）の保育プログラムの時間管理と内容について、改善・検討を行っている園があった。

上記の内容によれば、幼保連携型認定こども園として運営を始めた園及び認定こども園に向けて準備している園のいずれも、保育課程の見直しや教育課程の作成を行ってきた実情を聞き取ることができたといえる。なかでも、筆者が着目したのは、下線部（は筆者による）のその他にある「乳児期の保育プログラムの改善・検討」についてである。具体的に言えば、養護的側面とは何か、つまり養護機能を発揮するために必要な保育者の援助について見直していることがわかった。それは、「大徳保育園」における、乳児保育（0歳から2歳）の内容（空間）についての再検討である。そこで、「読み解き」研究調査におけるインタビューの内容を具体的に示し、養護の機能について、実際的に考えたい。

## 5. 養護機能を発揮するために必要な保育者の援助の見直しー「大徳保育園」

「大徳保育園」の保育の改善・検討について、まず、はじめに園の保育理念及び目標、特色を提示し、インタビューから見えてきた課題を捉えていきたい。以下は園の理念等である。(大徳保育園ホームページより参照。)

保育理念：

『子どもの最善の利益を尊重します』

保育目標：「いきいきと活動する子」

特色：

- ・家庭的な雰囲気を感じられる園です。
- ・1人ひとりの子供の発達を保障し、丁寧な保育を心がけています。
- ・子どもの主体的なあそびを大切にしています。
- ・子どもが型にはめられず、のびのびとしています。
- ・3歳以上児は異年齢混合クラスです。

次に示したのは、保育における一日の流れである。(インタビュー内容より参照。)

3・4・5歳児	0・1・2歳児
登園（～9時）	登園（～9時） おやつ（9時前）
主活動（9時～11時すぎ） 体を動かす準備・園庭・散歩・遊戯室	主活動 （時間・場所が決まっている） （おむつ交換、食事準備）
室内あそび	食事（11時）
食事準備（11時半）	（おむつ交換、午睡準備）
食事（12時）	午睡
仮眠	（おむつ交換、おやつ準備）
おやつ	おやつ
戸外での運動あそび	遊戯室でのあそび

上記のデーリープログラムなかでも0・1・2歳児のあり方について、以下は聞き取った内容である。

「0・1・2歳児の保育について」

- ・静かに遊ぶ時間、体を動かす時間が決まっている。
- ・0歳児は、活動の時間を決めている。

部屋の一部（マットの山）やベランダですべり台で上り下りなどをして身体を動かす。  
日光浴、外気浴

- ・1歳児は、園庭遊びでは 乳児と幼児のゾーンがある。
- ・夕方は1・2歳児は遊戯室 3～5歳児は戸外で遊ぶ。
- ・朝のおやつは 未満児0（後期食）～2歳児前半まで行っている。

9時前に軽く食べ⇒遊び⇒それから食事  
2歳児後半からは食べない。食事をしっかりとるため。

- ・朝のおよつ意義は何なのか見直している。全員に出すことで、昼食前に、空腹を感じる感覚が失われるのではなかろうか。おやつはいらぬのではという話し合いを進めている。年度途中では保護者に対して理解を得られるかは難しく変えられないが、来年度に向けて検討している。朝ごはんを食べてすぐおやつでいいのか。時間内に食べることは必要なかどうか。これまでしてきたから、すべき内容というものであったが、見直しが必要ではなかろうか。一人ひとりの子どもの成長発達や生活の仕方に合っていないと気持ちよく生活できないのではなかろうか。昔と違い食べる幸せや食べる感覚を大事にせず、ただ単に食べさせている行為となっているのではなかろうか。朝登園時、好きなお家の人から離れて、不安な思いがある場合は子どもと保育者には肌と肌とのふれあいが大事なのに、時間特におよつの時間に追われる実情である。時間に追われずに、コミュニケーションをゆったりととる時間、会話も含めて、「もっとわらべ歌いたいよね」、「絵本よんであげたいね」など、担当保育者からの声が聞かれる。おやつやおむつ交換にあわただしく追われ、作業になってしまう。お腹が空いていないのであればその日はおやつを食べず、少しでもゆったり受け入れてあげられたらと思う日が多い。次にしなければならぬこと、例えば、おむつ交換、食事の用意など、待たせたくない保育者がそのように思いしまいゆったりできない。保育が作業

にならないよう、子どもに様子を見て合わせて保育を行っていくために、時間の区切りについて見直していきたい。

インタビューの下線部（は筆者による）によれば、大徳保育園では、「朝のおやつ<sup>14</sup>の意義について」「時間の区切りについて」を検討していることがわかる。特に保育内容の意義について理解がないまま行為のみに捉われ、時間に追われている（太字は筆者による）実情が具体的に述べられた。時間に追われることの要因には、「保育所保育指針」の文言とりわけ「養護」の機能を、園の解釈あるいは、「養護」が謳われた頃から保育界におけるあり方が形骸化し継承されてきたのかもしれない。

養護とは、「保育所保育指針」第1章 総則全文で、「子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにする<sup>14</sup>」とあるように、養護とは、保育者側からの働きかけである。

そのため、保育の原理（1）保育の目標に「十分に養護の行き届いた環境の基に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る」とあり、この目標を達成するために保育士が行なう方法として「一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握すると共に、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること」「子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること」「子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること」が示されている<sup>15</sup>。具体的なこととしては、基本的な生活習慣いわゆる食事・睡眠、衣服の着脱、清潔（うがいや手洗いも含む）等のほか、子ども自らが楽しんで身体を動かせるような環境の工夫や配慮も求められる。

しかし、大徳保育園においては、その具体的な保育のあり方がマニュアル化し、保育者側の働きかけが時間に管理された保育者の作業となっていたようである。保育におけるマニュアルは、

保育者同士が共有の理解のもと保育に携わるためのものであろう。保育における共通理解は、方法を覚えることだけではなく、子どもの育ちにとってどのような意義があるのかを理解しなければ、保育におけるマニュアルの効果は期待できないといえよう。大徳保育園では、それらの問題点に、保育者自ら気づき始めたのである。それは、前述にあるように、保育の原理についての共有があったからではなかろうか。だとすれば、この「養護」の機能を発揮する保育者の援助のあり方については、「こども園要領」の文言に添えるべき事項なのではなかろうかと感じている。大徳保育園の課題を踏まえ、「こども園要領」には、盛り込まれず省略されている乳児保育における養護の役割について、捉え返すこととしたい。

## 6. 乳児保育における養護の役割と実践の検討<sup>16</sup>

### ①人への信頼感を育む

「保育所保育指針」第2章子どもの発達、1乳幼児期の発達の特性に「(1)子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼される事により、情緒が安定すると共に、人への信頼感が育つ。」とあるように他者を愛し基本的信頼関係を育てていくことにより、「生きる力」となるのである。このことは乳児期からの互いの関わりによって育まれるものである。前節のインタビューにあるように、子どもと保育者の肌と肌とのふれあいには、保育者の子どもに対する愛おしい思いが内在しているのである。しかし、その行為のみが形骸化してしまい、保育が作業化してしまう恐れはある。保育者には、養護の機能を理解した上での実践が求められるのである。

子どもにとって、かかわる大人から愛されている感を得ることは、人間関係の楽しさや優しさを知る体験あるいは模倣を通して成長していくことになる。乳児保育の基本には、一番身近な大人が共にいることでの安心であり、そこから子どもが自分の世界を広げていく力を培っていくであろう。そのためには常に子どもと生活を共にする大人の存在には、重要な意味があるといえる。

また、乳児が成長する上でもっとも重要なことは「人との継続的、かつ応答的な関わり」であるといわれている。安心できる人との相互的なかか

わり、人への信頼を育む上では、特定の保育者との安心できる関係が大切であるということである。最初は生理的欲求を満たし、快適に生活できるところから始まる。自分が要求すればこれに応えてくれる大人がいることを子どもは感覚的に捉え、次に安心して自分を表現する。自分と大人との関係が安定すれば、子どもは自分からこれをもとに行動していく。子どもが大人を安心の基地として信頼を寄せるまでの道のりにじっくりとかかわっていくことが大切である。具体的には、一人ひとりの表情やしぐさ（肌さわりの、息遣いにまで）での内在する言葉（心情・意欲）をしっかりと受け止め、思いを共に感じ合うことなどを繰り返し行なうことにより、子どもの全身の奥底までに受け止めてもらえた安心感を持てるようになることである。また、一人ひとりの要求に大人が心から愛おしく思いを持って応じることは、大人が子どもの「安全基地」になる保育の実践に適うであろう。

乳児は自分の日常生活を共にする大人の養護によって自分の存在の意味や価値をはじめて見出し、そこから特定の保育者と子どもとの愛着関係が生まれ「人への基本的信頼」が育っていく。このことこそが養護の重要な役割と言える。

## ②一人ひとりの「育つ力」を信頼する

「保育所保育指針」第2章「子どもの発達」の最初の一文では「子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である」と述べている。そのように、子どもがいろいろな体験から学び、周りの人間関係の中で模倣等によって文化や能力を身につけていくと考えると、子どもには「自ら育とうとする力」があるといえる。一方で、保育者には子どもが自発的に様々な体験ができるように、より良い環境や成長の度合いにあった豊かな体験を提供することで、子どもの成長や発達を支援することが求められる。さらには、身体能力が未発達な子どもが、健康で安全に過ごせるように配慮し、人としての文化的な生活をおくるための方法を体

験し、保育者が子どもに応じながら、子どもが「自ら育とうとする力」を存分に発揮することができる適切な支援を、一人ひとりの個性を尊重しながら行なう役割がある。その「育とうとする力」は、何なのか見つけ考えていくことである。

保育実践に当たっては、子どもの発達過程の理解だけではなく、目の前にいる子どもの実態をきちんと捉え、子どもが周りとのようにかかわり、変化していったかという、心の育つ道筋や育つ姿を捉える視点が大切である。保育は結果ではなく、そのプロセスで子どもがどのように心を動かしていくかである。子どもが目を輝かせ、全身の奥底から感じた体験はずっと心に残り、豊かな経験となって積み重なっていくのである。前節の大徳保育園の保育の改善からいえば、保育が作業にならないよう、子どもの様子を感じながら調整していくような保育の実践の中で、その子が今育とうとしていることを捉えていくことであろう。

## ③子どもと保育者の居場所

「保育所保育指針」第1章総則〔2保育所の役割〕(1)に「保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子の保育を行ない、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにもっともふさわしい生活の場でなければならない。」と謳われている。これは「すべて児童は、等しくその生活を保障され愛護されなければならない。」とする児童福祉の理念に通じるものである。子どもが様々な人と出会い、かかわり、心を通わせながら成長していくためにふさわしい生活の場を豊かに作り上げていく、そうした役割や機能が保育所に求められている。それは、幼保連携型認定こども園にもいえることであろう。

子どもたちにとっては、家庭と園の2箇所の生活の場がある。その意味で、園では家庭と同じように、くつろいでありのままの自分を出しながら子どもたちが生活できる場であるべきといえる。安心した居場所として子どもたちが生活できるようにするためには、子どもたち一人ひとりの「心の動き」に寄り添い言葉にならない行動や表情や

しぐさなど、子どもの思いを解ろうとすること、子ども一人ひとりをよく知り（生育暦や発達を含めた育ちの背景を）理解することである。特に乳児保育は「一人ひとり」を大切にす視点が求められるが、同様に0歳から就学前までにおいても、発達理解の連続性を持つ意味では必要であろう。一人ひとりの持つそのらしさをしっかりと捉えて、その子に対する願いや思いを明確にもち、見守る安心感の中で、時には自分と向き合う時間を与え共感することが大切である。その環境の中で子どもは、自分の存在そのものを肯定しながら、自尊感情を育てていくのである。子どもに感じる保育者には、子どもの存在を愛おしく受け止めていく当事者性が必須である。子どもにとっても保育者にとっても園は、居場所なのである。

大徳保育園の場合では、保育における時間の区切りについて、具体的には、時間に捉われ本来必要としている子どもに対するかかわりが削られ作業化していくことに、保育者自ら疑問の声があがった。それは、保育者が保育の場を単なる作業というマニュアル行為のみとするのではなく、当事者意識がある中で、保育者としての責任を持ち、愛おしく目の前の子どもと向き合っていたからであろう。

## 7. まとめ－「養護」の機能を提言

本稿では、「こども園要領」における実践の中で、必要な事項とりわけ保育における「養護」の機能について、実際の調査を通して再検討してきた。「こども園要領」に省略されている事項には、『保育所保育指針』に示された子どもの育ちに関わる重要な「養護」の概念があり、現代保育においては、その「養護」の機能が、形骸化するような恐れが見られるため、今後、再認識していく必要があると考えられる。特に乳児保育については、「養護」の機能を踏まえた「こども園要領」の読み解きが望まれる。また、乳児保育のみならず、「養護」の機能を実現するには、保育における生活と遊びの中で、子どもが「育つ力」を捉えていく視点で、目の前の子どもと向き合う当事者意識を持ち、かかわっていくことが大切であろう。

ここで、「こども園要領」に提言する「養護」の事項について整理するならば、前述でも示して

きたが、保育内容に『保育所保育指針』における「養護」のねらいと内容を加えることが適切ではなかろうか。

「第3章 保育の内容<sup>17</sup>」の前文部分においては、次のように示されている。

「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである。「教育」とは子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開されるものである。

また、保育のねらい内容については「養護」に関する事項は以下のとおりである。

### (一) 養護に関するねらい及び内容

#### ア. 生命の保持

ねらい

- ①一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

#### イ. 情緒の安定

ねらい

- ①一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。
- ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする。

「養護」とは、子どもの生活全般への作用である。つまり、「養護」は、保護の一面を持ちなが

らも、子どもの自立や自信を奨励する作用であり、子どもの成長や発達に接続する作用である。また、基本的な生活習慣の養成のみならず、遊びによって子どもの気分を快活にさせ、子ども自身が意思を持って生活することにつながる、保育全体(教育・保育全体を示す)に浸透すべき作用であるといえよう。

「養護」の機能を発揮するため、園では何を大事に、何を育てていきたいかを明確にすることは重要である。また、目の前にいる子どもの育とうとして力をつけていることをしっかりと捉えることは大切な視点である。どのような場であっても「子どもの最善の利益」が本当に保証されているのかを問い続け、それを探求していくことが保育者という専門性に求められる責務であろう。

今後、幼保連携型認定こども園においては、「こども園要領」を読み解く上で、「養護」の機能が教育・保育に含まれているという捉え方を明示しておくべきであろう。

## 付記

本稿は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を読み解く(石川県版)」作成委員会の研究活動の一部をもとに執筆したものである。その際、「読み解く」作成委員長の木村昭仁氏(龍雲寺学舎園長)をはじめ、委員協力園(特に大徳保育園の先生方)から快く承諾をいただいた。また、研究調査は、開仁志氏(金沢星稜大学准教授)と行い、協力及び示唆をいただいた。併せて心より感謝申し上げます。

<sup>1</sup> 『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

『子ども・子育て支援新制度』の骨子は以下の4点である。

① 幼稚園と保育所の機能を併せ「認定こども園」の普及を図ること。認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付「施設型給付」

② 待機児童への対応。(地域型保育給付は、都市部に

おける待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応。)

③ 乳幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上。

④ 小規模保育や家庭的保育などの多様な保育事業(「地域型保育給付」)の認可。

(内閣府「子ども・子育て関連3法について」2013年5月を参照。)

<sup>2</sup> 本稿では、内閣府・文部科学省・厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーバル館、平成27年2月、を参照する。

<sup>3</sup> 本研究は、石川県受託事業「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を読み解く(石川県版)」作成委員会(日本保育協会石川県支部長・「読み解く」作成委員長:木村昭仁)における石川県保育者養成校教員メンバー(和泉美智枝・虹釜和昭・熊田凡子・斎藤修啓・福井逸子・開仁志・北健一)の研究活動のうち、平成27年度の取り組み「教育・保育の計画と実践に関する調査」(担当:熊田・開)の中から見えてきた保育における養護の捉え方についての課題を取り上げている。

「読み解き研究」の意義と研究プロセスについては以下の通りである。

平成26年度の「読み解き研究」では、「認定こども園要領」の第1章・第2章・第3章と各章での読み解く(保育現場に活用するための)研究を行った。第1章「総則」では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の役割・機能を理論的に整理することを重ね、第2章保育内容の体系化と実践記録、第3章の保育の実際に活用できる指導計画作成プロセスの提案に反映させた上での読み解く試みである。第2章「ねらい及び内容並びに配慮事項」については、「保育内容の体系化試案」と「保育内容5領域の実践記録の可視化」の考案を行った。ここでは、5領域で読み解く保育記録が、保育内容の体系化につながり、かつ子どもの育ちの連続性を示す(可視化する)ことを考えた。第3章「指導計画作成に当たって配慮すべき事項」については、指導計画の手本を示すのではなく、独自の解説書をもとに保育現場がバージョンアップをしていくことを前提とするものとした。平成26年度では、「こども園要領」について、各章の内容を読み解くとともに、その内容と実践のつながりについて調査を行い現状や課題を整理し、保育内容の体系化や記録・計画のあり

方を提示するに至っている。

「読み解く」研究における課題は、内閣府に提案し、新「こども園要領」（今後改訂が予想される）への内容に提言することを目指している。前年度、平成27年3月には、「読み解き」研究での取り組み内容を内閣府に報告を行った。

<sup>4</sup> 野沢奈都子氏には、2015年9月10日、2015年11月2日に筆者がインタビューを行った。幼稚園の経験を踏まえて、保育所に保育士として勤務する際、それ以前は保育所についてどのような思いをもっていたか、実際に携わってみて戸惑ったこと、わからなかったこと、疑問に思ったことについて、聞き取りを行った。本稿では、一参考例をして取り上げているため、本インタビューから保育所と幼稚園の捉え方を明確にしたのではなく、保育者によって見方に隔てがあるということに関する事項として取り扱っている。

<sup>5</sup> 「こども園要領」では、実際に「養護」という文言を使用している箇所は、第1章総則第3節「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」の4のみである。また、「乳児」については、「3歳未満の園児」として、第3章第3節「指導計画作成に当たって配慮すべき事項 特に配慮すべき事項」の中で記述がある。また、第2章「ねらい及び内容」については、「幼稚園教育要領」の3歳以上児のねらい及び内容と同じである。「保育所保育指針」は、「ねらい及び内容」に3歳未満児も含めているが、こども園要領では、3歳未満児に対しては配慮事項に示されている。

<sup>6</sup> 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』フレーベル館、2008年。養護と教育が一体的に展開される保育所の生活において、保育の内容をより具体的に把握し、計画－実践－自己評価するための視点として「ねらい及び内容」を「養護」と「教育」の両面から示している。

<sup>7</sup> 前掲『保育所保育指針解説書』56頁。

<sup>8</sup> 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2008年、23頁。

<sup>9</sup> 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに、1979年、652頁。

<sup>10</sup> 厚労省児童家庭局『保育所保育指針』フレーベル館、1965年、4頁。

<sup>11</sup> 戦後、幼稚園における保護機能の必要性を訴えた倉橋惣三は、昭和22（1947）年の「学校教育法における幼稚園（一）」では「幼稚園は教育事業なり」と明言し

つつ、「教育を目的として出発した時でも、幼児事業であるからケヤーを放す事はできぬのである。」とケアは教育という人間的結びつきを行うことには不可欠であると説いている。また、戦前では、昭和10（1935）年発行の朝原梅一著『幼稚園託児所保育の実際』の中で、遊びを養護論に位置づけており、子どもの気分を快活にさせ、子ども自身が意思を持って生活に参画していくことを目指し、養護概念を保育全体に浸透すべき作用としていたことがわかる。（田中まさこ「保育方法としての『養護』－1930年代の保育論を手がかりに－」岐阜聖徳学園大学紀要〈短期大学部〉第47集（2015年）より参照。）

<sup>12</sup> 前掲『保育所保育指針解説書』18頁。

<sup>13</sup> 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領を読み解く」作成には、石川県における以下の園を協力園としている。（幼保連携型認定こども園、および今後以降予定の保育園及び幼稚園である。）

泉の台幼児舎、認定こども園むつみえんふれんどはうす、大徳保育園、田上保育園、東金沢こども園、まこと保育園、未来のひろば、龍雲寺・パウデア学舎、幼保連携型すえさみ認定こども園、清心保育園、清和保育園、ミドリ第二保育園、金沢星稜大学附属星稜幼稚園の13カ園。

<sup>14</sup> 前掲『保育所保育指針解説書』24頁を参照。

<sup>15</sup> 同上『保育所保育指針解説書』20～21頁。

<sup>16</sup> 本節は、同上『保育所保育指針解説書』14～54頁より引用、参照し要約した。

<sup>17</sup> 保育内容については、同上『保育所保育指針解説書』55～65頁より引用及び永井久美子「乳児保育のテキスト類に見る『教育』について」神戸女子短期大学 論攷60巻、63～79頁、2015を参照した。

